

ご契約にあたって 重要事項のご説明

1. 「金銭消費貸借契約証書」について
2. 「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」について
3. その他の留意事項について

1. 「金銭消費貸借契約証書」について

入力番号・保証区分
4473 0
収入印紙額
円
60,000

印紙欄は、電子契約の場合は表示されません。
書面契約の場合は、項番 1 の借入金額に応じて必要となる収入印紙の額が記載されます。

金銭消費貸借契約証書

1	借入金額	お借入金額、資金用途、ご返済条件などが記載されています。 ご返済日やご返済金額の詳細は償還約定表をご確認ください。
2	借入金額内訳	
3	資金名	
4	用途（明細は右記 【注】のとおり）	
5	償還期限	
6	約定日	
7	償還方法	
8	適用利率	
9	利息支払方法及び 時期	
10	条件違反時利率	借入金を項番 4 及び用途明細に定められた用途以外に流用した場合など、特約条項第 2 条の 2（差額利息の支払義務）に抵触した場合にお支払いいただく利息が記載されています。
11	その他の契約事項	ご契約において特に守っていただきたい事項が記載されます。 追加担保設定等の記載がある場合は、条件が整い次第、記載内容についての手続きを進めさせていただきます。

【注】「4 用途」の明細は、下表使用計画のとおりとします。

整理番号	負担	使用明細	数量 (㎡)	予算額 (千円)	資金名
資金用途の明細です。 公庫の資金制度は、国の政策に基づいて、資金ご利用の用途や特別貸付の要件が定められています。					
合 計					

（以下「乙」という。）は、株式会社日本政策金融公庫（以下「甲」という。取扱いは中小企業事業本部 支店。）から、左記条件及び裏面（2 頁目）特約条項を承認のうえ、証書貸付の方法をもって、下記契約日に金員を借り入れて交付を受けることにより、金銭消費貸借契約が成立することを承諾します。また、乙は、同日付で甲に対して金員を預け入れ、甲が下記の口座に対して金員を振り込む方法により、甲から払出しを受けることを承諾します。

金融機関名	店舗名	預金種目	口座番号

本契約の成立を証するため、紙による証書正本一通を作成し、各自が記名(署名)押印の上、本書を差し入れ、又は本電磁的記録を作成し、各自が電子署名の上、本電磁的記録を差し入れます。

契約日 令和 年 月 日

株式会社日本政策金融公庫 御中

ご融資金のお振込口座をご確認ください。ご返済口座と同じ場合は「今次預金口座振替指定預金口座と同じ」と記載されます。

乙

署名欄の住所・商号・代表者氏名にお間違いのないことをご確認ください。

条文

内容

第1条

(貸付受入金)

▶ 貸付契約日に貸し渡したお金は、同時に公庫がお預かりし、お客様と合意した日に、お申し出の口座等にお振り込みいたします。

なお、担保設定手続が必要となる場合は、その手続が完了した後にお振り込みいたします。

▶ お客様において期限の利益喪失事由に該当するような特別な事情が生じた場合においては、公庫が送金をしないことがありますので、ご注意ください。

第1条の2

(お客様のご都合による期限前弁済)

▶ 約定日又は償還期限より前倒して借入金の一部又は全部を弁済することは、原則としてご遠慮ください。

▶ 公庫が承諾し、期限前弁済を行う場合には、弁済時の金利水準によって期限前弁済手数料をお支払いいただく場合がございます。

第1条の3

(反社会的勢力の排除)

▶ お客様、保証人及び担保提供者が現在及び将来において暴力団等の反社会的勢力(これらに準ずる者を含みます。)に該当しないこと、また、自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為を行わないことを表明・確約していただき、仮にそれに反することが判明した場合には、公庫の判断で直ちに債務の弁済等を求め取引を解消させていただきます。

条文

内容

第2条

(期限の利益の喪失)

- ▶ 第1項では、公庫からの通知又は催告がなくても当然に期限の利益を喪失し、借入金の全額を直ちにご返済いただくこと、第2項では、公庫の請求によって期限の利益を喪失し、借入金の全額又は一部を直ちにご返済いただくことを定めています。
- ▶ 特に設備資金のお支払(3カ月以内)や支払証拠書類の提出(6カ月以内)が確認できなかった場合、定めた用途以外に借入金を使用した場合、公庫の承諾を受けることなく融資対象物件を売却した場合又は特別貸付の適用条件を満たさないことが判明した場合等においても、ご融資の全額または一部をご返済いただきますので、ご注意ください。

第2条の2

(差額利息の支払義務)

- ▶ 資金用途違反があった場合や特別貸付の適用条件を満たさなくなった場合(「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記1又は別記2に定める事項に該当した場合は、契約締結日に遡って条件違反時利率と適用利率との差額をお支払いいただきます。

第3条

(資金の使用)

- ▶ お借入れの資金については、金銭消費貸借契約証書の「4 用途」に記載された資金用途の内容以外には、利用できません。

第3条の2

(設備資金)

- ▶ お借入れが設備資金の場合、資金のお振込み後、速やかに工事代金等をお支払いいただくとともに、支払証拠書類の写しを公庫にご提出いただきます。

条文

内容

第8条

(損害保険)

- ▶ 船舶や在庫等、火災の危険が相対的に大きい物件を担保提供する場合は、損害保険の加入及び保険契約の継続を確認させていただきます。
- ▶ 公庫は、保険金請求権の譲渡又は保険金請求権への質権設定を求める場合があります。

第9条

(保証人)

- ▶ 公庫の借入金にかかる保証人は、表面及び本条第1項にも「乙と連帯して…」とあるように「連帯保証」になります。
- ▶ お客様において、個人の連帯保証人に対しては必ず、次の①から③の事項に関する情報を提供してください。
 - ①お客様の財産及び収支の状況
 - ②今回の公庫借入金以外に負担している債務の有無並びに債務が有る場合はその額及び返済状況
 - ③今回の公庫借入金の担保について、他の保証人又は担保物件の提供状況(予定を含む)及びその内容
- ▶ 個人の連帯保証人の方は、この金銭消費貸借契約に署名押印するまでに、債務者から、必ず上記①から③の事項に関する情報提供を受けてください。

第9条の3

(表明及び保証)

- ▶ 個人の保証人は、本条に掲げた債務者の取締役や議決権の過半数を有する者などに限定しており、保証人において該当することを表明・保証させていただきます。お客様及び保証人においても、この要件に該当することを十分ご確認ください。

条文

内容

第13条

(届出)

▶ お客様、保証人、担保提供者に関し変更があったときは、速やかに届け出てください。

第14条

(計算書類等の提出)

▶ 公庫は継続的にお客様の業況を把握する必要があることから、毎決算期ごとに税務申告書、勘定科目明細を含めた決算報告書を提出していただきます。

第15条

(調査)

▶ 融資後、資金使途確認等のために公庫が必要と認めた場合は、お客様の事務所等に出向き、必要な書類の確認等をさせていただくことがあります。

2. 「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」について

公庫資金ご利用にあたっての確認事項

令和4年9月16日付け金銭消費貸借契約証書（以下「原契約証書」といいます。）に基づく借入金
10,000千円（以下「本借入金」といいます。）につきましては、次のお取り扱ひさせていただきます。

1 期限前弁済手数料の取扱い（特約条項第1条の2）

- (1) 本借入金の全部又は一部を株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。取扱ひは中小企業事業本部。）の承諾を得て期限前に弁済を行う場合、原契約証書裏面（2頁目）特約条項（以下「特約条項」といいます。）第1条の2第2項に定める「本契約の契約日における財政融資資金貸付金利を基準として甲が『公庫資金ご利用にあたっての確認事項』第1項に定める利率」は、次表の利率とします。

本借入金のうち、
金10,000千円について0.01%（4年超5年以内）

(注) 「財政融資資金貸付金利」として財務省から公表 (http://www.mof.go.jp/press/20220427_01.html) の利率のうち、元金均等償還方式（半年賦）・据置0年・本借入金の償還期間に相当する貸付金利の設定がない場合にあつては、その前後の償還期間に対応する利率として公庫が定める利率です。

- (2) 特約条項第1条の2第2項に定める「弁済日における財政融資資金弁済日時点において、(1)と同様の基準により定められる利率」と

2 条件違反時の期限の利益喪失（特約条項第2条第2項）

- (1) 本借入金は、原契約証書に記載した使途（明細を含む。）にのみいずれかに該当するとして公庫から請求を受けたときは、特約条項借入金の償還期限にかかわらず直ちに本借入金債務及びこれに付帯する利息を（注）としていただきます。

- 一 本借入金の全部又は一部を原契約証書に記載した使途（明細を含む。）以外に使用したとき。
- 二 本借入金の全部又は一部を長期（注）にわたり使用しないとき（計画中止又は計画変更により使用しなかったときを含みます。）。
- 三 支払証拠書類写しの提出を公庫が相当期間を定めてその提出を促すも当該期間内に提出を行わないとき。
- 四 公庫の承諾を受けることなく本借入金により取得した資産を売却し、又は取得した資産を当初の目的とは異なる目的で使用したとき。
- 五 原契約証書に定める各条項又は公庫の指示に違反したとき。

(注) 設備資金においては、概ね3ヵ月であり、当該設備資金の工事代金等を手形でお支払いされる場合は手形の決済日（買戻したときは買戻し日）が工事代金等の支払日となりますので、原契約証書の契約日から概ね3ヵ月以内に決済されるようお願いいたします。

- (2) その他、別記1に定める各事項に該当するとして公庫から請求を受けたときは、特約条項第2条第2項第3号の2に基づき、繰上償還していただきます。

3 差額利息のお支払い（特約条項第2条の2）

次のいずれかに該当し、かつ、原契約証書表面（1頁目）8記載の適用利率が同10記載の条件違反時利率を下回る場合について、公庫から請求を受けたときは、特約条項第2条の2に基づき、原契約証書の契約日にさかのぼって計算した条件違反時利率による利息相当額と適用利率による利息相当額との差額をお支払いいただきます。

- (1) 2（1）（注）又は2（2）に該当したとき（特約条項第2条の2第1号）。

- (2) 別記2に定める各事項に該当したとき（特約条項第2条の2第2号）。

なお、複数の事項で利率控除をしている場合は、各事項で個別に判断することとします。

(注) 担保提供者が特約条項第2条第2項第3号に該当する場合は除きます。

4 利率の変更

3（2）に該当する場合、差額利息のお支払いとともに、償還期限までの本借入金の適用利率を条件違反時利率に変更することに同意し、所要の手続を行っていただきます。

なお、複数の事項で利率控除をしている場合は、各事項で個別に判断し、変更後の適用利率は、変更前の適用利率に「控除していた利率（各事項に該当し、取り消された分）」を加算したものをいいます。

5 貸付利率特例制度の適用

- (1) 本借入金のうち金10,000千円については「貸上げ貸付利率特例制度」が適用され、原契約証書の契約締結日以後2年間において、各特別貸付制度において定める貸付利率から0.5%控除した利率を適用利率としています（ただし、適用利率の下限は0.3%となります。）。

- (2) 次表のいずれかに該当した場合は、原契約証書の契約日にさかのぼって利率控除を取り消しさせていただきます（注）。

- 一 2（1）に該当したとき。
- 二 別記3に定める各事項に該当したとき。

(注) 利率控除を取り消す場合に、公庫から請求を受けたときは、2から4までに準じて、所要の手続を行っていただきます。

株式会社日本政策金融公庫

「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」は特に
ご留意いただく事項を記載した書類です。

裏面別記もご確認ください。



公庫処理欄	
確認	担当

1

期限前弁済手数料の取扱い(特約条項第1条の2)

▶ やむを得ず償還期限前に一部又は全部の繰上償還(期限前弁済)を希望される場合は、事前に公庫支店にご相談ください。ご利用いただいている資金及び利率によっては、繰上償還に係る手数料(期限前弁済手数料)をお支払いいただくことがあります。

▶ 期限前弁済手数料の大まかな計算方法は次のとおりです。
(計算式)

繰上償還を行う元金金額×(ご契約時点の財政融資資金貸付金利(「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」1(1)記載の利率)－繰上償還を行う日における財政融資資金貸付金利)×繰上償還を行う日の翌日から償還期限までの期間

2

条件違反時の期限の利益喪失(特約条項第2条第2項)

▶ 設備資金は速やかに工事業者等へお支払いください。工事業者等への支払い(手形でお支払いされる場合は手形の決済)が貸付契約後概ね3ヵ月以内に行われない場合や、貸付契約後概ね6ヵ月以内に支払証拠書類をご提出いただけない場合は、資金用途違反により繰上償還の対象となります。

▶ 「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記1に記載された事項に該当した場合は、繰上償還の対象となります。

3

差額利息のお支払い(特約条項第2条の2)

▶ 「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」2に該当した場合または別記2に記載された事項に該当した場合は、差額利息お支払いの対象となります。

項番

内容

4

利率の変更

▶ 「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記2に記載された事項に該当した場合は、差額利息のお支払いとともに、償還期限までの本借入金の適用利率を条件違反時利率に変更することに同意し、所要の手続きを行っていただきます。

5

貸付利率特例制度の適用

▶ 「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」別記3に記載された事項に該当した場合は、貸付契約日にさかのぼって貸付利率特例制度の利率控除を取り消し、差額をお支払いいただきます。

▶ 利率控除を取り消す場合は、「公庫資金ご利用にあたっての確認事項」2から4までに準じて、所要の手続きを行っていただきます。

3. その他の留意事項について

手続

留意事項

預金口座振替手続

- ▶ 償還約定表の振替指定口座(ご返済口座)にお間違いがないかご確認ください。
償還約定表に「別途通知」とある場合は、後日「払込み計算書」をお送りします。
- ▶ 万が一、ご返済が遅れた場合は、遅延利息をお支払いいただきます。
- ▶ 振替を行っている預金口座を変更される場合は、早めに公庫支店にご連絡ください。

担保設定手続

- ▶ (根)抵当権の設定登記が必要な場合は、管轄法務局で手続を行ってください。
登記完了後、法務局から交付される①契約証書(原本)、②登記識別情報通知、③登記事項証明書(物件ごとに1通)をご提出ください。
登記手続が遅延する場合は必ず公庫支店にご連絡ください。
- ▶ 担保設定に係る費用は、お客様のご負担となります。

ご融資金の送金

- ▶ ご融資金は、原則として振込みにてお送りします。送金日は公庫支店担当者とお打ち合わせのうえ、ご決定いただきます。
ご送金の際は、**送金手数料として220円(消費税込)をご負担いただいております。**
送金手数料にかかる「適格請求書」は、送金日の翌月20日をめどにご郵送します。
- ▶ ご融資にあたり、新たな(根)抵当権の設定等が必要となる場合は、原則として登記・保険手続等が完了してからの送金となります。

手続

留意事項

設備資金のお支払い・公庫へのご報告

- ▶ ご融資金はご契約後3ヵ月以内に工事業者にお支払いください。
- ▶ ご契約後6ヵ月以内に領収書等の写しを公庫あてご提出ください。
- ▶ 資産計上に係る書類は整理・保存し、現地確認にご協力ください。
- ▶ 金銭消費貸借契約証書に記載した「使途計画」及び資金使途の変更は、原則として公庫の承認を受けた場合以外は認められません。計画の変更は、必ず事前にご相談ください。
- ▶ ご融資対象物件の登記・登録は必ず借入者名義で行ってください。
- ▶ ご融資対象物件を取得完了後、直ちに担保提供することを条件にご融資金を送金する場合、「その他の契約事項」記載のとおり、取得予定時期までにご融資対象物件のお支払いを完了し、かつ、取得完了後1ヵ月以内に担保設定登記等を完了するようお手続きください。

その他

- ▶ 決算書のご提出により経営状況をご報告ください。
- ▶ 商号、住所、代表者、資本金などに変更があった場合は、公庫支店にご報告ください。
- ▶ 担保物件を変更したいとき、保証人を変更したいとき、返済方法を変更したいとき、会社が合併または分割するとき、会社組織を変更したとき、質権を設定している保険金を直接受け取りたいときなどは、公庫支店に事前にご相談ください。必要なお手続をご案内します。

ご契約についてご不明な点がある場合は、
中小企業事業の支店担当者までご連絡ください。